

訪問看護ステーション パールランド

重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日改正

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

1、訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などが家庭を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行なうサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに添って、他のサービスと連携しながら看護を行ないますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談ください。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2、訪問看護サービスの内容

- ・病状、障害の観察、健康管理
- ・療養、看護、介護方法のアドバイス
- ・食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ターミナルケア（あらゆる終末期の看護）
- ・リハビリテーション
- ・認知症や精神疾患の方の看護
- ・家族など介護者の支援
- ・褥瘡や創傷の処置
- ・カテーテルなど医療機器の管理
- ・医師の指示による医療処置
- ・保健・福祉サービスなどの活用支援

3、営業日時のご案内

- 営業日： 月曜日～土曜日まで
- 休日： 日曜日 正月(1月1日～1月2日)
- 営業時間： 午前8時30分～午後5時30分まで

※ 日曜日は営業していませんが、緊急時には電話相談、及び必要に応じて訪問が可能です。

時間外・営業日以外の電話番号は ①090-2084-5092

②090-2084-5093 です。

4、ご利用料金など

保険 種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護	保 険 外 サ ー ビ ス		
訪問看護 を利用で きる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない（非該当）方 ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（癌末期、急性憎悪期など）	有料での訪問看護を希望される方		
利用料金	20 分未満	314 円	後期高齢者医療制度 1 割、2 割、3 割の負担 健康保険 該当保険の自己負担割合分 (24 時間対応体制や保健所への情報提供など同意を得られた場合は合算します)	個人契約 となりま す	
	30 分未満	471 円			
	30 分以上 1 時間未満	823 円			
	1 時間半未満	1,128 円			
	※夜間早朝は 1.25 倍、深夜は 1.5 倍				
	サービス提供体制加算(Ⅰ) * 1 回の訪問につき 6 円				
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ) * 1 月につき 600 円				
	特別管理加算(Ⅰ) *	1 月につき 500 円			
	〃 (Ⅱ) *	1 月につき 250 円			
	退院時共同指導加算 600 円				
	初回加算 300 円				
	看護・介護職員連携強化加算 1 月につき 250 円				
	複数名訪問加算(Ⅰ)	30 分未満			254 円
		30 分以上			402 円
	複数名看護加算(Ⅱ)	30 分未満			201 円
		30 分以上			317 円
	※同意を得られ、複数名要する理由がある場合加算				
	長時間訪問看護加算 300 円 ※特別管理加算対象で 1 時間 30 分以上となるとき				
	ターミナルケア加算 * 2,000 円				
	口腔連携強化加算 1 回につき 50 円				
	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数から－1/100 円				
	業務継続計画未策定減算 所定単位数から－1/100 円				
	*印は支給限度額外となります				
※ <u>料金は介護保険負担割合証に定める割合の額となります。</u>					
交通費など	交通費はいただきません その他日常生活物品など実費	交通費：一律 250 円 その他日常生活物品など実費	実費相当額		

※ 各種保険のほか公費負担医療制度もお取り扱いします。

< 個人契約の訪問看護（保険外サービスの料金） >

個人契約による訪問看護料：30 分未満 4,710 円 30 分以上 1 時間未満 8,230 円

1 時間以上 1 時間半未満 11,280 円

※ 夜間・早朝は単価の 1.25 倍 深夜は単価の 1.5 倍

< オプション >

- ① 医療保険の利用者の場合、週 3 回以上（特定疾患・特別指示書以外）の訪問の希望
- ② 利用者の入院中の外泊・外出における訪問看護の利用など（主治医指示による）
- ③ 利用者の希望による長時間の訪問看護
- ④ 理学療法士または作業療法士による身体障害者申請のための計測（主治医・本人からの依頼）
（利用料金内訳）
 - ①、②の利用・・・5,000 円／時間
 - ③の利用（2 時間を越えた訪問看護）・・・1,500 円／時間（3 時間まで）
 - ④計測・・・3,000 円／1 計測

5、ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- 感染防止のために訪問時と退室時に手を洗います。ご理解とご協力をお願いいたします。

6、苦情のご相談は

- 担当窓口 TEL 099-245-4555 ○担当者 松田 須美子
- 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	TEL 099-216-1280
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	TEL 099-213-5122
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	TEL 099-286-2200

7、緊急・事故発生時の対応

- 利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への報告を行い、必要な処置を講じます。
- 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村長に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

8、業務継続計画の策定

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じます。また、訪問看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するよう

努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9、感染症の予防及びまん延防止のための措置

- 事業所は感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、おおむね6月に1回以上開催します。その結果について訪問看護職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問看護職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10、虐待の防止

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。
- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問看護職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問看護職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者 管理者 松田 須美子

11、事業所の概要

事業所名	指定訪問看護ステーションパールランド
所在地	〒891-1205 鹿児島市犬迫町 2253 番地
連絡先	TEL 099-245-4555 FAX 099-245-4556
事業者指定番号	鹿児島県 4660190200
管理者	松田 須美子
サービスの提供場所	鹿児島市（旧桜島町，旧喜入町を除く）
第三者評価	実施していない

12、事業所の職員体制等

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
訪問看護師等	看護師	2名	名	2名

13、学生その他実習の協力等

訪問看護において学生または養成講習のための実習場所になっている都合上、実習のための協力を頂く場合があります。事前に必ず承諾を得てからの訪問になりますが、不都合が生じた場合はご連絡ください。

個人情報保護のお取り扱いについて

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされているご利用者への訪問看護の提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、ご利用者及びご家族の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1, 個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢

本ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、ご利用者及びご家族の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

- (1) 個人情報は、ご利用者本人に帰属するものと考え、慎重かつ適性に取り扱います。
- (2) 個人情報は、ご利用者本人・ご家族の支援など在宅ケアの視点に立って利用します。
- (3) 職業人として職務上知り得た秘密は、規程された目的以外には使用せず、退職後も守秘義務を遵守します。

2, 本ステーションが保有する個人情報の利用目的

本ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、ご利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録、台帳の作成等、訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、ご利用者の皆様の個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出及び照会への回答
- ・ 学会、研究会での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

3, 本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間保存することを義務付けられています。保存の方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4, お問い合わせ先

個人情報管理統括責任者 訪問看護ステーションパールランド 松田 須美子

医療 DX 推進体制に関する説明事項

当事業所は、より質の高い看護を目指し、医療 DX 推進体制を整えております。

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。取得した資格情報をもとに、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

〈目的について〉

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

〈個人情報の取り扱いについて〉

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

〈資格情報の提供について〉

資格情報の提供は、患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションパールランド